

労災診療費算定における 留意事項

令和7年10月15日
富山労働局労災補償課

1. 手術について

- ・『創傷処理』で麻酔の算定がない場合は、「無麻酔にて施行」、「ステープラー使用」等のコメントの記載をお願いします。
- ・指の『創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）』の算定の場合には、処理内容について詳細なコメントの記載をお願いします。
- ・マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔における「麻酔が困難な患者」に対する点数を算定の場合には、アからハまでの中から該当する状態（患者の数値の記載）をレセプト上に記載をお願いします。

1. 手術について

- ・手術記録の添付が必要な主な手術

『腱縫合術』（固有指の場合）

『骨折観血的手術』（内固定材料の確認）

『関節内骨折観血的手術』

『切断四肢再接合術』

『関節形成術』

『肩腱板断裂手術（複雑なもの）』

『脊椎固定術（多椎間）』

2. 検査について

- ・心エコーについては、手術前のルーチン検査は不可。心電図検査での異常があった場合や心臓疾患の既往がある場合のみ可としています。
- ・HbA1cについては、入院時検査、手術前のスクリーニング検査は不可。糖尿病の既往がある場合や検査を必要とするコメントの記載がある場合のみ可としています。

3. リハビリの起算日

- ・原則「負傷日（発症）」。負傷日に受診しなかった場合は「初診日」。
- ・手術をした場合は「手術日」。
- ・急性増悪となった場合は「急性増悪」の診断日。
（転倒による増悪の場合等は個別に検討）
- ・リハビリのため転医した場合は、「負傷日」又は「手術日」。
- ・転医先で病名追加があり、初めてリハビリを開始した場合、
追加病名が新たに発症したものに該当する場合は「追加病名の診断日」。

4. 治療用装具採寸法（1肢につき200点）

既製品の治療用装具を処方した場合には、原則として算定できない。」とされているので、請求の際には、「オーダーメイドのもの」、「既製品のをもの加工するために採寸を実施した」等のコメントを記載してください。

5. 入院料

診療に係る費用が包括されている、地方包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する場合は、当該入院料には診療に係る費用が含まれていることから、労災においても初診料は算定できません。

6. 文書料

- ・ 文書の様式番号をレセプトに記載してください。
- ・ 休業（補償）等給付支給請求書の証明料を請求する際は、医師が記入された証明期間をレセプトに記載してください。
- ・ 障害（補償）給付支給請求書に添付する診断書料を請求する際は、医師が診断書に記入された治癒日をレセプトに記載してください。
- ・ 傷病の状態に関する診断書5,000円の請求は、監督署から送付されたレセプトを使用し、レセプトの上書きの部分を忘れずに記載してください。

7. 超音波骨折治療法料

当該骨折から3週間を超えて当該治療を開始していたにも関わらず、レセプトの摘要欄に理由の記載がなく、実施予定期間や頻度が記載されずに算定されている。

【解説】

『超音波骨折治療法』は、以下の内容について、レセプトに記載することが算定要件となっています。

- ・当該骨折から3週間以内に超音波骨折治療法を実施した場合に算定する。なお、やむを得ない理由により3週間を超えて当該治療を開始した場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を詳細に記載すること。
- ・「当該治療を開始してから3か月間又は骨癒合するまでの間、原則として連日、継続して実施する場合に、一連のものとして1回のみ所定点数を算定する。なお、算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した上で、当該指導内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

8. 重複算定できないもの

救急医療管理加算と特定入院料が重複算定されている。

【解説】

入院料によっては、算定できない加算項目等があります。

診療点数早見表に記載された一覧等を確認してください。

- (例) ・『救急医療管理加算』と『ハイケアユニット入院医療管理料』
・『救急医療管理加算』と『域包括ケア病棟入院料』

9. リハビリテーション

標準的算定日数（150日）を超え、さらに13単位を超えて行われたリハビリテーションについて、リハビリ計画の添付、又はレセプトに標準算定日数を超えて行うべき医学的所見等が記載されていない。

【解説】

標準的算定日数を超え、さらに疾患別リハビリテーションを1月13単位を超えて行う場合には

①又は②が必要となります。（「労災診療費算定マニュアル」項目14「リハビリテーション」1）

- ① 診療費請求内訳書の摘要欄に標準的日数を超えて行うべき医学的所見等を記載すること又は
- ② 労災リハビリテーション評価計画書を診療報酬請求内訳書に添付して提出することを求める